

食品安全情報（化学物質） No. 24/ 2014 (2014. 11. 26)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 回収情報：Solgar 社は Dophilus® Powder を Class I 自主回収

Solgar 社が、ムコール菌症を起こす *Rhizopus oryzae* を含むという理由で製品「ABC Dophilus® Powder」を自主的に回収していると米国食品医薬品局（FDA）が発表した。ムコール菌症は希な感染症で、特に乳幼児や免疫系が弱い人達に健康の問題を引き起こす。当該製品が院内で妊娠 32 週未満で生まれた未熟児に使用され、ムコール菌症などの合併症を生じて 2014 年 10 月 11 日に死亡した。

*ポイント： 本件については、英国食品基準庁（FSA）も Solgar UK の販売製品を回収対象とすることを発表しています。この問題のポイントは、最も重要度の高い Class I 回収であること、未熟児に対して医師がサプリメントを与えていたこと、感染した場合には重症化すること、サプリメントは医薬品のような徹底した製造管理がされているわけではなく粗悪品も多いことから有害な化学物質や重金属汚染だけでなくカビや今回のような病原菌などによる汚染も珍しいことではないということです。個人輸入用製品がインターネット等で販売されているため、厚生労働省も注意喚起を出しています。

*製品ラベルの写真

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423220.htm>

*【厚生労働省】健康食品（ABC Dophilus Powder）に関する注意喚起

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=205417>

【EFSA】 食品由来病原体の分子アプローチ及び化学ハザード類推法に新たな研究費

欧州食品安全機関（EFSA）のリスク評価作業における重要分野（微生物ハザード、化学ハザード）において、加盟国の科学研究機関を対象にした研究資金援助の募集を行うと公表した。化学ハザード評価については、類推方法論の開発研究を課題としている。

*ポイント： 食品中の化学物質に関する安全性評価の方法やデータの取り方は時代とともに変化しています。近年は動物福祉などの問題から、哺乳動物を用いない代替試験法の開発研究がなされたり、化学物質の化学構造やその構造から類推される作用をもとに評価しようという傾向があります。EFSA がこの分野に資金援助をして、方法論の研究だけでなく根拠の重み付けを用いたケーススタディが行われることの意義は大きいでしょう。

【RIVM】 若年での遺伝毒性発がん物質への暴露：環境化学物質の変異原性影響への子どもの感受性を評価する実験的研究

オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）が、抗がん剤成分 2 種（エトポシド、シスプラチン）とアクリルアミド、ベンゾ（a）ピレンを用いて、変異原性影響の感受性に年齢による違いがあるかを検討し、その結果をまとめた報告書。以前に検討したベンゾ（a）ピレンでは若齢で感受性が高くなかったが、新たに検討した 3 物質ではそのような結果は得られなかった。RIVM は、変異原性影響への感受性が若齢で高くなるのは作用メカニズムに依存するとしている。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書：チュニジア
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. マイコトキシン世界フォーラムでの EFSA—カビをやっつける
2. 食品由来病原体の分子アプローチ及び化学ハザード類推法に新たな研究費
3. 食品と接触する物質関連
4. 香料グループ評価
5. 遺伝子組換え植物関連
6. 農薬の職業暴露：最新知見と予防や防護の展望
7. *Alternaria* 毒素の複合トキシコキネティクスと *in vivo* 遺伝毒性試験
8. 葉酸の食事摂取基準値に関する科学的意見
9. 飼料添加物関連
10. 健康強調表示関連

[【FSA】](#)

1. Solgar UK は真菌 *Rhizopus oryzae* を含む ABC Dophilus 食品サプリメントのバッチを回収

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【RIVM】](#)

1. 若年での遺伝毒性発がん物質への暴露：環境化学物質の変異原性影響への子どもの感受性を評価する実験的研究

[【ANSES】](#)

1. 動物に使用する抗生物質：使用量と耐性の低さは確認されたが、努力は継続しなければならない

[【FDA】](#)

1. 公示
2. 医薬品安全性警告
3. 回収情報
4. 警告文書
5. FDA とアジア太平洋の仲間が食品の安全性に焦点をあてる
6. FDA は食品施設登録についての更新企業向けガイドを発表

[【NTP】](#)

1. 発がん物質報告書候補物質についてのページ作成
2. F344/N Nctr ラットおよび B6C3F1/Nctr マウス（飲水試験）(TR-588)におけるグリシダミド（グリシドアミド）の毒性及びがん原性試験テクニカルレポート

[【EPA】](#)

1. 連邦と州の機関と、コメ生産者と企業が絶滅危惧のサケ及びニジマスを守るために協力する

[【US GAO】](#)

1. FDA と USDA は残留農薬モニタリング計画を強化しさらにモニタリングの限界を開示すべき

[【CFIA】](#)

1. 12 ヶ月以上に渡る食品 19,000 検体以上の検査で 97%以上が基準を遵守
2. 食品表示近代化
3. カナダの食品安全システムは世界でも最良に格付けされた

[【FSANZ】](#)

1. 食品基準通知

【TGA】

1. 安全性助言：ミラクルミネラル溶液

【香港政府ニュース】

1. ペルオキシド過剰のラードが発見された
2. 漢方薬リコール
3. 残留農薬検査
4. 牛肉の検査不合格
5. 健康的な食事のために塩と砂糖の摂取量を減らそう

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 安全で栄養がある子どものおやつをどのように選ぶか？
3. 食品医薬品安全庁、東部大宇電子と業務協約を締結
4. ドライフルーツに入っている亜硫酸塩、一度調べてお召し上がり下さい！
5. 肥満治療薬類似物質の検出「その他加工品」回収措置
6. 残留農薬不適合の輸入バナナの回収・差し押さえ措置
7. 「統合食品安全情報システム」の名称を募集

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMed-mail) ムコール菌症 USA (第3報)：致命的、未熟児、プロバイオティクス、リコール、警告
- ・(EurekAlert) セリアック病の謎の新しい手がかり：オート麦の毒性の原因が説明された

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品獣医局（FVO）査察報告書

- チュニジア—生きた動物及び動物製品の、動物用医薬品を含む残留物質及び汚染物質のコントロールの評価

TN Tunisia - evaluate the control of residues and contaminants in live animals and animal products including controls on veterinary medicinal products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7035

2014年5月13～22日にチュニジアで実施されたEUへ輸出する動物と動物製品の残留物質と汚染物質の公的管理を評価する査察。概して残留物監視計画はあるものの現実に反映されていない。研究所に適切な分析方法がないので数種類の家禽は検査されていない。基準に不適合な結果の追跡調査は敏速に行われているが、サンプリングから結果報告まで長く時間がかかっている。水産養殖では品質管理と分析方法に欠点があり信頼が持てない。動物用医薬品は全ての農場に配布されているわけではない。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2014 年第 46 週～第 47 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

カンボジア産生鮮コリアンダーのクロルピリホス(3.2 mg/kg ; 2.6 mg/kg)・プロピコナゾール(0.19 mg/kg ; 0.23 mg/kg)・未承認物質ヘキサコナゾール(0.46 mg/kg ; 0.41 mg/kg)及びフェノブカルブ(0.18 mg/kg)、スペイン産冷凍イカのカドミウム(2.1 mg/kg)、ベルギー産白カブのジメトエート(0.23; 0.24 mg/kg)、スペイン産冷凍皮と骨を除いたヨシキリザメロインの水銀(0.55 - 1.5 mg/kg)、ブルガリア産缶入りトマトソース漬けサバのヒスタミン(77 ~ 328 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩非表示、ラトビア産オイル漬けニシンのベンゾ(a)ピレン(6.6 µg/kg)および多環芳香族炭化水素(41 µg/kg)、ポルトガル産冷凍メカジキの水銀(2.2 mg/kg)、オランダ経由カンボジア産パセリのクロルピリホス(7.3 mg/kg)・ダイアジノン(3.7 mg/kg)・シプロコナゾール(0.12 mg/kg)及びフィプロニル(0.11 mg/kg)、スイス産ベビーフードのおかゆのアトロピン(12.1 µg/kg)、フランス経由中国産ヘラからの一級芳香族アミンの溶出(0.1 mg/kg)、ドイツ産チョコレートでコーティングされたブラジルナッツのアフラトキシン(B1=10 µg/kg)、スペイン産セラミックカップのアルミニウム高含有(39.5 mg/kg)、タイ産ビーフンのアルミニウム高含有(18; 162; 616; 734; 7041 mg/kg)、カンボジア産パセリのクロルピリホス(0.88 mg/kg)・ピリダベン(0.32 mg/kg)・プロピコナゾール(0.21 mg/kg)・未承認物質ヘキサコナゾール(0.43 mg/kg)及びフェノブカルブ(0.34 mg/kg)、カンボジア産オオバコエンドロのクロルピリホス(1.1 mg/kg)・プロフェノホス(1.1 mg/kg)・ダイアジノン(0.15 mg/kg)・フィプロニル(0.021 mg/kg)及び未承認物質ヘキサコナゾール(0.13 mg/kg)、ガンビア産パーム油の未承認着色料スーダン 4 (6400 µg/kg)、アイルランド産ボトル水のテトラクロロエチレン(合計: 31<-->117 µg/l)及びトリクロロエチレン、ポーランド産ニンジンのカドミウム(0.95 mg/kg)及び鉛(0.7 mg/kg)、ポーランド産グルテン無添加トウモロコシ菓子のグルテン高含有(62.62 mg/kg)、アイルランド及び英国経由中国産甘いキャンディの摂取による口腔内損傷リスク、ハンガリー産トウモロコシのフモニシン(4395 µg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

タイ産乾燥エビのカドミウム(1.8 mg/kg)、ベトナム産冷凍エビのオキシテトラサイクリン(140 µg/kg)、スペイン産マグロフィレのヒスタミン (70.8; 495.6; 606.0; 68.0; 283.4; 614.5; 632.9; 129.0; 91.0 mg/kg)、中国産食品サプリメントの水銀(0.22 mg/kg)、トマトのエテホン(4.910 mg/kg) (産出国の記載なし)、タイ産冷凍全形イカのカドミウム(3.3 mg/kg)、ナイジェリア産茶豆の化学物質汚染リスク (リン化アルミニウム)、タイ産カニペーストに着色料サンセットイエローFCF(E110)の未承認使用、香港経由中国産漬物にエリソルビン酸(E315)の未承認使用、中国産フッ素樹脂加工耐熱皿からのクロム(0.2 mg/kg)とマンガン(0.2 mg/kg)の溶出及び高濃度の総溶出量(14 mg/dm²)、スペイン産チルドマグロロインのヒスタミン(226 mg/kg)、香港経由中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(4,4'-メチレンジアニリン: 0.045 mg/dm²)、チリ産チルドメカジキの水銀(1.18 mg/kg)、インドネシア産キハダマグロのヒスタミン(>200 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スペイン産飼料用魚肉に反芻動物の DNA の存在、ベルギー産キャンディの不十分な表示、英国産ミントの葉の緑茶に未承認新規食品成分ステビア、イタリア産飼料用魚肉に反芻動物の DNA の存在、ベトナム産乾燥米麺に着色料エリスロシン(E127)の未承認使用、スペイン産冷凍調理済エビの亜硫酸塩高含有(175 mg/kg)、オランダ産炭酸ソフトドリンクの安息香酸(E210)高含有(450.5 mg/l)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産冷凍ティラピアの未承認スルホンアミド(189 µg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1=22 ; Tot.=86 µg/kg)、インド産湯がいたバスマティ米のカルベンダジム(0.05 mg/kg)、中国産瓶の蓋からの高濃度の総溶出量(873 mg/dm²)、ナイジェリア産乾燥豆の未承認物質ジクロロボス (遺伝毒性と発がん性 0.05 mg/kg)、ベトナム産冷凍エビの未承認ドキシサイクリン(225 µg/kg)、トルコ産ザクロのアセタミプリド(0.06 mg/kg)、トルコ産アプリコットの亜硫酸塩高含有(2310 mg/kg)、タイ産コリアンダーの葉の農薬残留物(カルバリル 0.21, イソプロカルブ 0.048 mg/kg)、中国産鋼すりおろし器からのクロムの溶出(0.4 mg/kg)、ブラジル産未承認新規食品コンフリー、中国産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィル(70 mg/品目)、中国産顕花緑茶のプロシミドン(0.15 mg/kg)・プロフェノホス(0.74 mg/kg)及びカルベンダジム(0.31 mg/kg)、アルゼンチン産冷凍ノウサギの鉛(3.3 mg/kg)、中国産緑茶のアセタミプリド(0.16 mg/kg)、トルコ産乾燥レーズンの亜硫酸塩非表示(52 /kg)、トルコ産スイートペッパーのマラチオン(0.062 mg/kg)、トルコ産チルドペッパーのクロフェンテジン(0.054 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A (26.0 µg/kg)、ウズベキスタン産乾燥レーズンのオクラトキシン A (14.065 µg/kg)、ベトナム産冷凍カイヤンの禁止物質ニトロフラン (代謝物質) ニトロフラゾン(SEM) (4.3 µg/kg)、エジプト産全形黒オリーブのクロルピリホス(0.12 mg/kg)、イラン産殻付き生ピスタチオのアフラトキシン(B1=54 ; Tot.= 56 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

-
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. マイコトキシン世界フォーラムでの EFSA—カビ対策

EFSA at World Mycotoxins Forum – breaking the mould

7 November 2014

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141107.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=feature&utm_campaign=20141112

マイコトキシン世界フォーラムが 11 月 10～12 日にウィーンで開催され、EFSA の CONTAM パネル（フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル）の専門家と科学職員が出席する。EFSA は組織としての役割の多様な側面とこの分野の進歩を強調するために「マイコトキシンと EFSA のリスク評価—より安全な食品と飼料」という特別セミナーを開催する。

マイコトキシンは一般に、主に穀物などの汚染された食品及び飼料作物からフードチェーンに入る。そのうちのいくつかは、がん、胃腸病、腎臓病などの健康被害を起こす可能性がある。2004 年から、CONTAM パネルはアフラトキシンや他のアスペルギウス属毒素、多様なフザリウム毒素、アルテルナリア毒素、麦角アルカロイド類を含むマイコトキシンに関する 20 の科学的意見を作成している。飼料添加物に関しては、マイコトキシン解毒剤の評価も含む。

参加にあたり、EFSA はマイコトキシンに関する作業を要約したニュースレターを作成した。また、動物栄養学の専門家で CONTAM パネルの一員である Dr. Bruce Cottrill 氏にインタビューした。

- ・ ニュースレター

<http://www.efsa.europa.eu/en/141107/docs/141107-a.pdf>

CONTAM パネルのメンバーである、Dr. Bruce Cottrill 氏のインタビュー

Interview with Dr. Bruce Cottrill, Member of the CONTAM Panel

7 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141107a.htm>

マイコトキシンは主にアスペルギウス属、ペニシリウム属、フザリウム属に属する様々な種類の菌類が産生する有害化合物である。それらは一般に、主に穀物などの汚染された食品と飼料作物からフードチェーンに入る。Dr. Bruce Cottrill 氏は動物の栄養学の専門家で、フードチェーンにおける汚染物質に関する EFSA のパネル(CONTAM パネル)の一員である。そのパネルのマイコトキシンに関する作業グループで長く務めている一員として、Dr. Cottrill 氏は近年、EFSA のマイコトキシンのリスク評価に関与してきた。2004 年以来、パネルは主にフザリウム属の毒素類に関する 20 の科学的意見を出しており、EFSA にとっ

て初めてとなる、ある種のフザリウム属の毒素の代謝物や **masked forms** を含むさらなる 4 つの意見を現在準備中である。

全体として、パネルはマイコトキシンに関する作業から何を学んだのですか？

Dr. Bruce Cottrill 氏 (以下 B.C.) : マイコトキシンの最大濃度は穀物と穀物製品に見られ、結果としてそれはヒトと動物の暴露の両方に大きく寄与する。入手可能な汚染実態データと EFSA の包括的欧州食品摂取データベースを用いた、様々なマイコトキシンの食事由来の慢性・急性暴露の推定は、人口集団の多くにとって健康に基づくガイダンス値より一般的に低かった。食品と飼料中にこれらの毒素が存在することが何年もの間わかってきたにもかかわらず、現在入手可能な毒性試験にはまだ明らかな欠点があり、遺伝毒性及び発がん性に関する知識にはいまだに大きな埋めるべきギャップがある。

この作業はどのような影響を持つのですか？

B.C. : これらの科学的意見は欧州委員会のリスク管理者の要請で作られており、食品と飼料中の最大基準値を設定するのに利用される。それによってヒトと家畜の有害影響のリスクを最小化している。科学的意見は、マイコトキシンの汚染と毒性に関する現時点での知見の包括的レビューという形でより広範な科学コミュニティにも入手できるようにしており、それゆえ今後の研究の優先事項を確認するための地盤を作っている。

パネルはマイコトキシンの作業について何か特別な課題を見つけているのですか？

B.C. : これらの毒素の多くは、*in vivo* 毒性データがないので完全リスク評価が難しい。さらに、これらの意見の多くは個々の毒素を取り扱っている：それは単独で作用するようには思えないが、他のマイコトキシンとの複合暴露影響についてのデータはあまりなく、どんな影響があるのかを決めるには不十分である。同時に、汚染に関するデータベースは限られており、結果としてヒトや家畜にとっての信頼できる暴露推定量を出すのは難しい。ほかにもニバレノールや新興毒素エンニアチンとビューベリシンなどは妥当性を検証された分析方法がなく認証された標準品がないことから、信頼できる暴露推定量を出すことは不可能である。

パネルはどうやってこの課題を克服したのですか？

B.C. : パネルがこの不足を克服するためにとれる直接対応はほとんどないが、各科学的意見には、リスク管理者と広範な科学コミュニティ双方に向けて、リスク評価を改善するためのさらなる研究助言を含んでいる。

これは将来のマイコトキシンに関する科学的作業に役に立つのですか？

B.C. : 広範な科学コミュニティにとっては役に立つ可能性のある研究分野の指標となり、一方公的機関には特定の食品と飼料のサーベイランスの改善がリスク評価の改善に繋がることを示している。さらに、EFSA は確認されたデータギャップを埋めるために研究プロジェクトに助成金を与え、EU 加盟国のいくつかの機関はこれらの EFSA のプロジェクトで新データを作り出している。

これらの意見へあなたが個人的に貢献したことは何ですか？

B.C. : マイコトキシンを産生する菌類 (fungi) は通常、家畜とコンパニオンアニマル (た

たとえば馬、ペット) のえさの重要な原料である穀物に見られる。アスペルギウス属、ペニシリウム属、フザリウム属毒素は動物の病気の多くと関係があり、ゆえに汚染された飼料はこれらの動物に直接的な健康リスクを引き起こす。さらに、それらは摂取後、動物性製品(乳、肉、卵)に移行すると、ヒトへの間接的な健康リスクの可能性も意味する。私はEUの畜産に関心のある動物栄養学者として、様々な家畜が摂取する飼料、特に穀物、穀物副産物、飼料穀物の量に関してパネルに助言し、濃度データを用いて様々なマイコトキシンの暴露量を推定してきた。これらのデータを有害影響がない暴露量と比較して家畜へのリスクの可能性を同定する、それから動物由来の飼料から食品へのキャリーオーバーの公表推定値を用い、家畜製品を消費するヒトへのリスクの可能性を確認する。

あなたの関与は自身の科学研究に対するアプローチにどのように影響を与えたのですか？

B.C. : パネルと作業グループでの経験は、私にとって、リスク評価分野で異なる学問分野にまたがるコミュニケーションと協調の重要性を再確認させた。詳細に重点的に取り組むほうがしばしば簡単であるが、より広い文脈の中で見る必要がある。

2. 食品由来病原体の分子アプローチ及び化学ハザード類推法に新たな研究費

New grants for molecular approaches for foodborne pathogens and read across methods for chemical hazards

12 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141112.htm>

EFSA の現在から将来へのリスク評価作業における微生物学及び化学ハザード評価の 2 つの重要分野において、加盟国の科学研究機関は、現在、新規の研究課題に応募できる。この募集は EFSA が欧州全域の科学者と研究機関の科学的協力を後援する数回にわたる新しい募集の初回となる。この募集は、次の 2 分野で適格な科学機関(加盟国に指名された、いわゆる「Article 36 機関」)向けである。

1) 全ゲノム配列(WGS)分析を用いて食品由来病原微生物を同定し、特定する分子アプローチ

2) 食品の安全性分野での化学物質のハザード評価における類推方法論の開発と適用

化学ハザードを同定し特定する現在の方法は、実証による試験からメカニズム解明へ「毒性学のパラダイム」を再構築中である。予測ツールと新しいリスク評価の枠組みが開発され、総合的試験戦略(ITS)を用いた毒性学展望体系をもたらす。ITSは新しいツールの開発と、化学物質の作用メカニズム/有害事象経路を明らかにすることに焦点を当てた代替試験法開発を推進している。

プロジェクトでは、物理化学的性質(たとえば定量的構造活性相関)の利用や類推法での哺乳類と代替テスト種(たとえば魚)を用いた *in vivo* 及び *in vitro* 研究からの歴史的な毒性学データの探索を行う。それは根拠の重みづけアプローチを用いて食品と飼料の安全性関連のケーススタディ(たとえば農薬、汚染物質、食品及び飼料添加物、香料、食品と

接触する物質)を含むべきである。

3. 食品と接触する物質関連

- 食品と接触する物質、専門家のネットワークは初会合を開く

Food contact materials expert network holds first meeting

5 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141105.htm>

EFSAの食品成分と包装ネットワークの初会合が11月12～14日にパルマで開催される。現在、プラスチック・リサイクルプラスチック・ある種の陶磁器で作られた食品と接触する物質の規制はEUで一致している。だが、コーティング・紙/複合板材・接着剤・印刷用インク・ゴムなどの多様な非プラスチックの食品と接触する物質は、EUレベルで規制されていない。会議では、専門家が非プラスチック製の食品と接触する物質の分野での最新のリスク評価活動とアプローチと課題について議論する。

*食品安全情報(化学物質) No. 23/2014 (2014. 11. 12) 参照

【EFSA】プラスチック以外の食品と接触する物質

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201423c.pdf>

- 使用後のポリエチレンテレフタレート (PET)を食品と接触する物質へリサイクルするために使用される KRONES® 技術に基づいた“Roxane Nord”及び“Stute”プロセスの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety assessment of the processes “Roxane Nord” and “Stute”, based on KRONES® technology used to recycle post-consumer poly(ethylene terephthalate) (PET) into food contact materials

EFSA Journal 2014;12(11):3886 [15 pp.]. 06 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3886.htm>

室温で長期保存される全ての種類の食品と接触する物質の製造にリサイクル原料を100%使用しても、安全上の懸念とはならない。

4. 香料グループ評価

香料グループ評価 11 改訂 3 (FGE.11Rev3): 化学グループ 8、10 の脂肪族ジアルコール、ジケトン、ヒドロキシケトン

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 11, Revision 3 (FGE.11Rev3): Aliphatic dialcohols, diketones, and hydroxyketones from chemical groups 8 and 10

EFSA Journal 2014;12(11):3888 [60 pp.]. 13 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3888.htm>

11 香料物質は全て日常摂取量で安全性の懸念は生じない。

香料グループ評価 300 改訂 1(FGE.300Rev1) : 化学グループ 33 の脂環式アミド 1 つ

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 300, Revision 1 (FGE.300Rev1): One cyclo-aliphatic amide from chemical group 33

EFSA Journal 2014;12(11):3887 [34 pp.]. 14 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3887.htm>

この改訂はシクロプロパンカルボン酸(2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキシル)-アミドのラットでの 90 日間混餌投与試験が入手できたためである。日常摂取量では安全性の懸念は生じない。

5. 遺伝子組換え植物関連

- 遺伝子組換え植物の市販後環境モニタリングを支援するための既存の環境監視ネットワークの使用に関する科学的意見

Scientific Opinion on the use of existing environmental surveillance networks to support the post-market environmental monitoring of genetically modified plants

EFSA Journal 2014;12(11):3883 [24 pp.]. 14 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3883.htm>

欧州委員会の要請により、遺伝子組換え植物(GMPs)の市販後環境モニタリング(PMEM)用の既存の環境監視ネットワークの選定を支援するために、一連の評価基準が開発された。PMEM は再分析用の「オープンデータ」方針に向けた手段や、様々なネットワークが共同で集めたデータの恩恵を受けるだろう。

- 装飾用輸入切り花として色を変えた遺伝子組換えカーネーションの市販通知に対する加盟国の異議に対する科学的意見

Scientific Opinion on objections of a Member State to a notification (Reference C/NL/13/01) for the placing on the market of the genetically modified carnation SHD-27531-4 with a modified colour, for import of cut flowers for ornamental use, under Part C of Directive 2001/18/EC from Suntory Holdings Limited

EFSA Journal 2014;12(11):3878 [9 pp.]. 10 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3878.htm>

遺伝子組換えカーネーション (SHD-27531-4) の市販に対するキプロスからの異議への対応。EFSA の GMO パネル (遺伝子組換え生物に関する科学パネル) は、導入された遺伝子の植物から植物への遺伝子移行はあまり起こりそうもなく、もしそれが生じたとしても、環境への有害影響となる生育可能な種子生産は起こりそうもないと結論した。

6. 農薬の職業暴露：最新知見と予防や防護の展望

Occupational exposure to pesticides: The current state of knowledge and the outlook for prevention and protection

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/141028a.htm>

10月28～29日にEFSAとフランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）が共同開催した会合のプレゼン資料（pdf.）が掲載された。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 22/2014（2014.10.29）

【EFSA】職業上の農薬暴露：調査、評価、予防の挑戦

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201422c.pdf>

7. *Alternaria* 毒素の複合トキシコキネティクスと *in vivo* 遺伝毒性試験

Combined toxicokinetic and *in vivo* genotoxicity study on *Alternaria* toxins

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/doc/679e.pdf>

土壌に広く存在する *Alternaria* 属のカビが作り食品や飼料を汚染する *Alternaria* 毒素について EFSA から委託されて行った試験の報告書。主な目的は、アルテナリオール（alternariol : AHO）の NMRI マウスにおけるトキシコキネティクスと *in vivo* 遺伝毒性試験に関する情報を得ることである。アルテナリオールに遺伝毒性は確認されなかった。

8. 葉酸の食事摂取基準値に関する科学的意見

Scientific Opinion on Dietary Reference Values for folate

EFSA Journal 2014;12(11):3893 [59 pp.]. 20 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3893.htm>

欧州委員会からの要請により、食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル(NDA)は葉酸の食事摂取基準値(DRVs)を導出した。パネルは、メチレンテトラヒドロ葉酸還元酵素(MTHFR) 677TT 遺伝子型のヒトがより多くの葉酸を必要とすることを考慮して、追加の変動係数(CV) 15%を仮定した集団基準摂取量 (PRI) と同様に、平均必要量(AR)は葉酸状態のバイオマーカーから導出可能であると結論した。葉酸摂取 / 状態に伴う可能性のあるいくつかの健康影響も考慮されたが、DRV sを設定するにはデータが不十分だった。成人では、AR は血清と赤血球の葉酸濃度それぞれ ≥ 10 及び 340 nmol/L とされる葉酸の適切濃度を維持するために必要とされる葉酸摂取量から決定した。食事からの葉酸摂取当量(DFE) AR $250 \mu\text{g}$ /日と PRI $330 \mu\text{g}$ DFE/日が導出された。7～11 か月の乳児には $80 \mu\text{g}$ DFE/日の適正摂取量 (AI) が母乳のみの乳児の推定葉酸摂取量から上方外挿して導出された。子供では、AR は相対成長率と成長係数を用い、参照体重の違いを考慮して成人の AR から外挿した。1～3 歳の子供の $120 \mu\text{g}$ DFE/日から 15～17 歳の少年少女の $330 \mu\text{g}$ DFE/日までの PRI s が導出された。妊婦には、妊娠中の血清及び赤血球の葉酸濃度の維持に関する研究に基づき、 $600 \mu\text{g}$ DFE/日の AI が導出された。授乳中の女性には、母乳による葉酸の損失を補うために $130 \mu\text{g}$ DFE/日の追加摂取が考慮された。この数字を授乳をしていない女性の AR に追加して、 $500 \mu\text{g}$ DFE/日の PRI が導出された。

9. 飼料添加物関連

- **Glycomer GmbH** が提出した申請に基づく犬と猫用カシアガムの安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of cassia gum for dogs and cats based on a dossier submitted by Glycomer GmbH

EFSA Journal 2014;12(11):3899 [16 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3899.htm>

食品添加物としてのカシアガムの規格に合う精製、半精製カシアガム(<0.5 mg アントラキノン類/kg)だけが 13,200mg/kg 飼料の最大含有量で犬と猫にとって安全だと考えられる。

- **Galacto Naturstoffe GmbH** が提出した申請に基づく犬と猫のカシアガム (Galactogum)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of cassia gum (Galactogum) for dogs and cats based on a dossier submitted by Galacto Naturstoffe GmbH

EFSA Journal 2014;12(11):3900 [15 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3900.htm>

食品添加物としてのカシアガムの規格に合う精製、半精製カシアガム(<0.5 mg アントラキノン類/kg)だけが 13,200mg/kg 飼料の最大含有量で犬と猫にとって安全だと考えられる。

- **Lubrizol Advance Materials Europe B.V.B.A** が提出した申請に基づく犬と猫のカシアガム (Diagum CS)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of cassia gum (Diagum CS) for dogs and cats based on a dossier submitted by Lubrizol Advance Materials Europe B.V.B.A

EFSA Journal 2014;12(11):3902 [16 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3902.htm>

食品添加物としてのカシアガムの規格に合う精製、半精製カシアガム(<0.5 mg アントラキノン類/kg)だけが 13,200mg/kg 飼料の最大含有量で犬と猫にとって安全だと考えられる。

- **Intercolloid (UK) Ltd** が提出した申請に基づく犬と猫用のカシアガムの安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of cassia gum for dogs and cats based on a dossier submitted by Intercolloid (UK) Ltd

EFSA Journal 2014;12(11):3901 [15 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3901.htm>

食品添加物としてのカシアガムの規格に合う精製、半精製カシアガム(<0.5 mg アントラキノン類/kg)だけが 13,200mg/kg 飼料の最大含有量で犬と猫にとって安全だと考えられる。

- **味の素 Eurolysine S.A.S.**が提出した申請に基づく全ての動物種用の大腸菌(FERM

BP-11355)を使用して作られた濃縮液状 L-リジン (塩基)、濃縮液状 L-リジン 1 塩酸塩及びL-リジン 1 塩酸塩技術的純品の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of concentrated liquid L-lysine (base), concentrated liquid L-lysine monohydrochloride and L-lysine monohydrochloride technically pure produced using Escherichia coli (FERM BP-11355) for all animal species based on a dossier submitted by Ajinomoto Eurolysine S.A.S.

EFSA Journal 2014;12(11):3895 [20 pp.]. 18 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3895.htm>

消費者に安全性の懸念は生じない。環境へのリスクは指摘されていない。

- **全ての動物種用技術的添加物として使用される際のギ酸カルシウムの安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of calcium formate when used as a technological additive for all animal species

EFSA Journal 2014;12(11):3898 [2 pp.]. 18 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3898.htm>

飼料添加物としての使用は消費者に安全だと思われる。保存料として使用する際の有効性について納得できる証拠を提供していない。

- **ニワトリ肥育用の飼料添加物としての AGal-Pro BL-L (α ガラクトシダーゼ及びエンド-1,4- β -グルカナーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of AGal-Pro BL-L (alpha-galactosidase and endo-1,4-beta-glucanase) as a feed additive for chickens for fattening

EFSA Journal 2014;12(11):3897 [11 pp.]. 18 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3897.htm>

製品として現在認可されている用量範囲で対象種に安全で有効であり、消費者と環境に安全である。この添加物は皮膚と目に対して刺激物で感作性があると考えらるべきである。

- **ニワトリ肥育用、産卵鶏育成用、マイナー家禽種肥育用及び産卵育成用の飼料添加物としての CRINA® Poultry Plus (安息香酸、チモール、オイゲノール、ペペリン)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of CRINA® Poultry Plus (benzoic acid, thymol, eugenol and piperine) as a feed additive for chickens for fattening, chickens reared for laying and minor poultry species for fattening and reared for laying

EFSA Journal 2014;12(11):3896 [17 pp.]. 18 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3896.htm>

最大推奨量(300mg/kg)での使用は消費者、環境に安全である。

- ニワトリ肥育用、産卵鶏育成用、マイナー家禽種肥育用及びマイナー家禽種育成用の飼料添加物としての Cylactin® (Enterococcus faecium NCIMB 10415)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Cylactin® (Enterococcus faecium NCIMB 10415) as a feed additive for chickens for fattening, chickens reared for laying, minor poultry species for fattening and minor poultry species reared for laying

EFSA Journal 2014;12(11):3906 [11 pp.]. 20 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3906.htm>

ニワトリ肥育用として推奨量では安全。この結論はニワトリ育成用に広げられ、マイナー家禽種肥育用とマイナー家禽種育成用に外挿できる。

- 全ての動物種用の技術的添加物として使用される際のフリードランド粘土（モンモリロナイト - イライト混合粘度）の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Friedland clay (montmorillonite–illite mixed layer clay) when used as technological additive for all animal species

EFSA Journal 2014;12(11):3904 [15 pp.]. 20 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3904.htm>

動物の栄養添加物としてのフリードランド粘土の使用は消費者に安全上の懸念は生じない。取扱いに際し、吸入による暴露の可能性がある。データはないが、皮膚と目の刺激物や皮膚感光剤として慎重に考慮する。

- ニワトリ肥育用の Avi-Deccox® 60G (デコキネート)の認可条件改定についての科学的意見

Scientific Opinion on the modification of the terms of authorisation of Avi-Deccox® 60G (decoquinat) for chickens for fattening

EFSA Journal 2014;12(11):3905 [11 pp.]. 20 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3905.htm>

Avi-Deccox® 60G はすでに認可されている Deccox®と同じ濃度で同じ物質を含む。この二つの製剤の違いは希釈剤による。観察された違いに生物学的関連はなく、Avi-Deccox® 60G はニワトリのコクシジウム病を管理する添加物の能力に関して Deccox®に含まれるデコキネートに等しい。

10. 健康強調表示関連

- プルーンと正常な腸機能への寄与に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to prunes and contribution to normal bowel function pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No

1924/2006

EFSA Journal 2014;12(11):3892 [8 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3892.htm>

6か月から3歳までの乳幼児にプルーンの消費と正常な腸機能への寄与には因果関係は確立されていない。

- セレンと DNA、タンパク質、脂質の酸化傷害からの保護に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to selenium and protection of DNA, proteins and lipids from oxidative damage pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2014;12(11):3890 [8 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3890.htm>

因果関係が確立している。対象集団は幼児と3歳までの子供である。科学的根拠を反映した文言は「セレンは DNA、タンパク質、脂質を酸化傷害から守ることに寄与する (Selenium contributes to the protection of DNA, proteins and lipids from oxidative damage)」。

- 「ガラクトオリゴ糖、フラクトオリゴ糖、ポリフルクトース、イヌリンを含む難消化性オリゴ糖とポリサッカライド」と「カルシウム吸収の増加」に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to “non digestible oligo and polysaccharides including galacto-oligosaccharides, oligofructose, polyfructose and inulin” and “increase in calcium absorption” pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2014;12(11):3889 [8 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3889.htm>

因果関係は確立できていない。

- 亜鉛と正常な成長に関する健康立証表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to zinc and normal growth pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2014;12(11):3891 [8 pp.]. 19 November 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3891.htm>

因果関係が確立されている。対象集団は乳児と3歳までの子供で、科学的根拠を反映した表現は「亜鉛は正常な成長に寄与する (zinc contributes to normal growth)」

-
- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. Solgar UK は真菌 *Rhizopus oryzae* を含む ABC Dophilus 食品サプリメントのバッチを回収

Solgar UK recalls batches of ABC Dophilus food supplement that contain the fungus *Rhizopus oryzae*

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13244/recall-of-abc-dophilus-food-supplement>

Solgar UK は、希な感染症であるムコール菌症を起こす *Rhizopus oryzae* を含むことが確認されている ABC Dophilus 食品サプリメントのバッチを回収している。被害を受けやすい集団は、未熟児、乳幼児及び免疫系の弱い人達である。

(注：米国 FDA の回収情報に関連記事あり。FSA の公表資料には米国での健康被害に関する情報は記載されていない。)

-
- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

- ASA Adjudication on Vitabiotics Ltd

29 October 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/10/Vitabiotics-Ltd/SHP_ADJ_246039.aspx#.VGRSfKtIpaQ

2 件の問題に関する裁定。うち 1 件について、ビタミンサプリメントの宣伝「英国のパイオニア科学者である Arnold Beckett 教授の発明」などが広告基準違反に該当する。

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/10/Vitabiotics-Ltd/SHP_ADJ_252045.aspx#.VGRT56TlpaQ

ビタミンサプリメントについて、「閉経期？包括的な日々のサポート」「閉経期前後用」といった宣伝は消費者にとって HRT (ホルモン補充療法) 代用品と解釈され、健康強調表示であるかのようだが EU にそのような健康強調表示登録はない。

*参考：以前にもサプリメント「Diabetone」が違反であるとの裁定が下された企業
食品安全情報 (化学物質) No. 7/2014 (2014.04.02)

【ASA】ASA 裁定：ASA Adjudication on Vitabiotics Ltd

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201407c.pdf>

- ASA Adjudication on Life Healthcare LLC

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/11/Life-Healthcare-LLC/SHP_ADJ_275219.aspx#.VGRMxqTlpaQ

カプセルやジェルについてのリーフレットの「関節炎やリウマチ、関節、筋肉の痛み
のナチュラルな緩和方法」という宣伝に根拠がない。

- ASA Adjudication on BetterYou Ltd

12 November 2014

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/11/BetterYou-Ltd/SHP_ADJ_280439.aspx#.VGRGfKTlpaQ

「経皮マグネシウム」サプリメントの宣伝「経皮輸送は病院以外で最も効果的な投与方法であり、経口摂取よりも 5 倍速く体内マグネシウムレベルが上昇する。これは、マグネシウムの有効性をより早く感じるということである。」などに根拠がない。

- オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 若年での遺伝毒性発がん物質への暴露 : 環境化学物質の変異原性影響への子どもの感受性を評価する実験的研究

Exposure to genotoxic carcinogens at young age: experimental studies to assess children's susceptibility to mutagenic effects of environmental chemicals

2014-11-11

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2014/november/Exposure_to_genotoxic_carcinogens_at_young_age_experimental_studies_to_assess_childrens_susceptibility_to_mutagenic_effects_of_environmental_chemicals

若い動物の方が成熟動物より環境化学物質の変異原性影響に感受性が高いということはないようだ。

特定の化合物群への若齢及び成熟動物の DNA 変異感受性を調べた。変異原性影響への感受性が高くなるのは特定の作用メカニズムに依存する。先の研究でベンゾ(a)ピレンによる DNA 変異は若い動物の方が高頻度であることを報告したが、今回調べた 3 物質については差がなかった。

* 報告書本文 (英語)

http://www.rivm.nl/dsresource?objectid=rivmp:264750&type=org&disposition=inline&ns_nc=1

本報告では、作用メカニズムが異なる 3 種の遺伝毒性物質を用いて、年齢に応じて変異原性の影響に違いがあるのかを検討した。用いた物質は、エトポシド、シス-ジアミンジクロロ白金(II) (CPPD、シスプラチン) 及びアクリルアミドであり、陽性対象物質をシクロホスファミドとした。これらの物質に対し、人生の初期に暴露する場合には変異原性影響を受けやすくなるということは観察されなかった。この結果は以前に行ったベンゾ(a)ピレンに関する結果と反対である。我々の結果は、若齢で変異原性影響への感受性が増加するのは作用メカニズムに依存することを示唆しており、多数の物質に関する研究が今後必要となる。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 動物に使用する抗生物質：使用量と耐性の低さは確認されたが、努力は継続しなければならぬ

Antimicrobials for veterinary use: lower levels of use and resistance are confirmed, but efforts must continue

04/11/2014

<https://www.anses.fr/en/content/antimicrobials-veterinary-use-lower-levels-use-and-resistance-are-confirmed-efforts-must>

抗生物質耐性は、ヒトと動物用医薬品双方にとって重要な公衆衛生問題である。フランスでは抗生物質の合理的な利用を促進するために多くの取り組みがなされている。たとえば、ANSES の国立動物用医薬品局 (ANSES-ANMV) は 1999 年に動物用抗生物質販売のモニタリングを始めた。本日、動物の健康における抗生物質耐性についての半日会議で、ANSES は 2013 年のフランスにおける動物用抗生物質の販売に関する年次報告書と、リヨン及びプルフラガン研究所の連携による「動物由来病原菌の抗生物質耐性監視ネットワーク (RESAPATH)」の 2013 年度報告書を発表する。初めて抗生物質への暴露量が 1999 年よりも低くなり、それと同時に多くの動物生産部門における重要な抗生物質への耐性が低下した。だが努力は続ける必要があり、特に家庭用動物 (イヌ・ネコ) など、ある種の動物の重要な抗生物質の使用量の増加は念入りに監視すべきである。

2013 年の抗生物質の販売：1999 年以来最低の暴露量

2013 年、抗生物質の総販売量は 699 トンになった。全動物種の抗生物質暴露量は、モニタリング計画が開始された 1999 年よりも初めて低くなった(-5.5%)。また 2013 年の総暴露量は 2012 年と比べて 7.3%下がり、この 5 年間で 15.7%減少している。だが、この全体的な傾向は対象動物と化合物の種類により異なる。イヌ・ネコ、家禽、ブタ、家畜では抗生

物質の暴露は減少しているが、ウサギでは増加している。この5年間で経口暴露は24.3%減少しているが、注射による暴露は9.4%増加している。経口暴露が減少しているのは、調合薬の利用の減少による。この変化は予防用の抗生物質の使用の減少を反映しているためと思われる。

重要な抗生物質である第3、第4世代のセファロスポリン類とフルオロキノロン類の暴露はここ数年安定し、全動物種では2012年と比較して減少しているにもかかわらず、家庭用動物（主にイヌ・ネコ）での暴露は増えており、注意深く監視するべきである。また、新世代のセファロスポリン類を自主制限したブタでは減少幅が大きい。2014年6月に発表された意見では、ANSESは新世代の抗生物質の使用を見合わせるよう助言している。

抗生物質耐性：2006年以来耐性率は全体的に低下傾向

RESAPATH ネットワークは動物の病原細菌の抗生物質耐性の傾向を監視し、病気の流行を発見し分子メカニズムを同定するのに役立っている。ネットワークの範囲は拡大しており、2013年には67の研究所が33,428の耐性記録を集めている。重要な抗生物質への耐性の低下は見られるものの、全ての種、全ての抗生物質に当てはまるわけではない。少なくとも3種類の抗生物質にマルチ耐性があると考えられている。大腸菌に関して、特に牛、豚、馬と犬によくみられるが、雌鶏とヒヨコ、七面鳥にはあまりみられない現象である。

新しい目標とより正確なデータを得るための構想進行中

ANSESは抗生物質の使用に関し、動物の種ごとに、より正確なデータを得る必要性を感じている。6月に発表した抗生物質の使用パターンに関連した抗生物質耐性に関するリスク評価では、農場での抗生物質の投与をより厳密にモニタリングするための長期監視ツールの導入を助言した。さらに動物分類と生育段階ごとの抗生物質の暴露量のより良い見積もり方法を開発中である。これらの方法で、近い将来、生産分野での実際の使用量の文書化が改善されるだろう。今年すでに牛と魚の生産分野での結果が得られ、会期中に議論される予定である。

近年観察された抗生物質の暴露の低下は、全体と種ごとの双方で、抗生物質の合理的利用に関して行われた多様な取り組みのプラスの影響を確認したようだ。2年間で12.7%の削減が観察され、5年間で25%まで使用削減することを目標とした2017年のEcoAntibioと今のところ一致しているが、それでもなお野心的な目標に到達するには努力が必要である。

追加情報

- ・ RESAPATH ネットワーク

<https://www.anses.fr/en/content/r%C3%A9sapath-network-0>

- ・ 動物用医薬品市販後安全性監視

<https://www.anses.fr/en/content/pharmacovigilance-0>

- ・ 動物用抗生物質の販売調査

<https://www.anses.fr/en/content/monitoring-sales-antimicrobials>

-
- 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. 公示

以下の製品には、表示に記載のない医薬品成分が含まれている。製品の写真は各ウェブサイト参照。

- Mayhem

11-13-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm422932.htm>

FDA の検査で Chaotic-Labz 社が製造した製品「Mayhem」からデキサメタゾン（副腎皮質ステロイド）とシプロヘプタジン（抗ヒスタミン薬）が検出された。この製品は食欲増進と筋肉増強を宣伝しているダイエタリーサプリメントであり、小売店やウェブサイトで販売されていた。

* 関連記事

Chaotic Labz 社は表示されていないデキサメタゾンとシプロヘプタジンを含む Mayhem ダイエタリーサプリメントを全国で自主回収

Chaotic Labz Issues Voluntary Nationwide Recall of Mayhem Dietary Supplement Due to Undeclared Dexamethasone and Cyproheptadine

November 14, 2014

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423203.htm>

- Bee Slim

11-24-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm424437.htm>

FDA の検査で減量用に販売されていた製品「Bee Slim」からシブトラミンが検出された。

- Bee Thin

11-24-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm424446.htm>

FDA の検査で減量用に販売されていた製品「Bee Thin」からシブトラミンが検出された。

- Super Extreme Accelerator

11-24-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm424468.htm>

FDA の検査で減量用に販売されていた製品「Super Extreme Accelerator」からシブトラミンが検出された。

- Black Storm

11-24-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm424452.htm>

FDA の検査で減量用に販売されていた製品「Black Storm」からシルデナフィルが検出された。

2. 医薬品安全性警告

“Feng Shi Ling”には表示に記載のない医薬品成分が含まれる

“Feng Shi Ling” contains undeclared drug ingredients

11-20-2014

<http://www.fda.gov/Drugs/DrugSafety/ucm424103.htm>

FDA の検査で、関節痛用のハーブ医薬品として宣伝・販売されている「Feng Shi Ling」からジクロフェナックとインドメタシンを検出した。製品は香港産で英語と中国語の表示がなされている [注：香港公牛牌 (BULL HEAD BRAND) 風湿霊と読める]。写真は本ウェブサイトを参照。

3. 回収情報

- Solgar 社は Dophilus® Powder を Class I 自主回収

Solgar, INC. Issues Voluntary Class I Recall Of ABC Dophilus® Powder

November 17, 2014

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423219.htm>

Solgar 社が、ムコール菌症を起こす *Rhizopus oryzae* を含むという理由で製品「ABC Dophilus® Powder」を自主的に回収している。ムコール菌症は希な感染症で、特に乳幼児や免疫系が弱い人達に健康の問題を引き起こす。当該製品が院内で妊娠 32 週未満で生まれた未熟児に使用され、ムコール菌症などの合併症を生じて 2014 年 10 月 11 日に死亡した。

米国疾病予防管理センター (CDC) の検査で、当該製品に *Rhizopus oryzae* が含まれることが確認された。回収対象製品については本ウェブサイトを参照。

* 製品ラベルの写真

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423220.htm>

* 【厚生労働省】健康食品 (ABC Dophilus Powder) に関する注意喚起

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=205417>

- REFA Enterprises 社は表示に記載のないシブトラミンとフェノールフタレインのため Forever Beautiful Bee Pollen を全国で自主回収

REFA Enterprises, LLC Issues Voluntary Nationwide Recall of Forever Beautiful Bee Pollen Due to Undeclared Sibutramine and Phenolphthalein

November 19, 2014

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423908.htm>

FDA の検査でシブトラミンとフェノールフタレインが検出されたため、製品「Forever Beautiful Bee Pollen」と「Forever Beautiful Infinity」を自主回収する。

* 製品ラベルの写真

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm423910.htm>

4. 警告文書

- PI Pharma Inc 10/30/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm421347.htm>

Argentia 銀クリーム「抗炎症」「痛みの緩和」などの宣伝が未承認新規医薬品に該当、ダイエタリーサプリメント CGMP 違反。

- VitalHealth Tech Inc. 10/30/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm422018.htm>

ダイエタリーサプリメント CGMP 違反。

- GE PHARMA LLC 8/26/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm421502.htm>

血糖値を安定化するなどの宣伝が未承認新規医薬品に該当、ダイエタリーサプリメント CGMP 違反。

- Helados La Tapatia, Inc 10/24/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm421463.htm>

食品の表示基準違反（「食用色素」ではなく“Yellow Color- CL-164”などのように表示しなければならない、など）

- Abler Inc 10/29/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm422545.htm>

各種動物用医薬品が未承認、しかも FDA の検査の結果表示と内容が異なる。

- Cox Veterinary Laboratory, Inc. 10/29/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm422544.htm>

各種動物用医薬品が未承認。

- Generic frontline plus 10/29/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm422552.htm>

各種動物用医薬品が未承認。

- MULTIVET USA, Inc. 10/29/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm421707.htm>

各種動物用医薬品が未承認。

- Windmill Health Products, LLC 10/7/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423048.htm>

ダイエタリーサプリメントの宣伝「糖尿病のニーズにあう」「糖尿病をサポート」「前立

腺の炎症を減らす」など多数が未承認新規医薬品に該当、ダイエタリーサプリメント CGMP 違反。

- Nestle Infant Nutrition 10/31/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423087.htm>

Gerber Good Start Gentle 乳児用ミルクの健康強調表示が違法。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 23/ 2014（2014. 11. 12）

【FTC】FTC は Gerber を Good Start Gentle 乳児用ミルクが乳児をアレルギー発症から守ると虚偽の宣伝をしたことで訴える

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201423c.pdf>

- El-Vi Farms, LLC 11/12/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423112.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが違法。

- Kelly Hills Dairy Inc 11/7/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423103.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリンが違法。

- Noel D. Elmore 11/6/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm422822.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリンが違法。

- Reuben R. Zimmerman 11/12/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423116.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリンが違法。

- エボラ関連製品

Ebola-C Inc 11/18/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423685.htm>

LifeSilver 11/19/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423838.htm>

Bodyhealth.com, LLC 11/18/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm423692.htm>

米国連邦取引委員会（FTC）と共同でエボラ対策を宣伝している製品について警告している。（注：CFSAN にエボラタスクフォースというチームを作って専門に対応している。これまでデトックスや免疫強化などで宣伝してきた製品（ただのビタミン剤も含む）がエボラにもよい、と主張を追加した場合に取り締まり対象にされている。）

5. FDA とアジア太平洋の仲間が食品の安全性に焦点をあてる

FDA and Asia-Pacific Colleagues Focus on Food Safety

Posted on November 10, 2014 by FDA Voice

By: Camille Brewer, M.S., R.D., and Christopher Hickey, Ph.D

<http://blogs.fda.gov/fdavoices/index.php/2014/11/fda-and-asia-pacific-colleagues-focus-on-food-safety/>

国際組織の中でも APEC はあまり知られていないものだろう。FDA にとって APEC—アジア太平洋地域—は食品安全分野での重点地域の一つである。

APEC にとって食の安全は優先順位の高い課題の一つで、2007 年に中国とオーストラリアが共同議長を務める食品安全協力フォーラム (FSCF) が正式に設立された。FSCF は APEC 21 ヶ国により、この地域の食品基準を国際基準 (コーデックス) と一貫したものにするために設立された。全て、国際貿易を促進しつつ公衆衛生を向上させるためである。

2014 年 9 月に FDA は北京で APEC の食品安全会議に参加した。中国主催で、輸出認証と食品中の残留農薬基準に関する技術的作業グループによる進捗状況を検討するための特別セッションが開催された。また、規制担当者が業界や学界との対話や協力関係を食品安全強化のためにどのようにしていけばいいのかについても検討された。

6. FDA は食品施設登録についての更新企業向けガイドを発表

FDA Published Updated Guidance for Industry on Food Facility Registration

November 18, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm423287.htm>

FDA は企業向けガイダンス「Questions and Answers Regarding Food Facility Registration」の第 6 版を公表した。これは、第 5 版に「農場」に関する内容を追加した更新版である。

● 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 発がん物質報告書候補物質についてのページ作成

● コバルト

Cobalt

<http://ntp.niehs.nih.gov/pubhealth/roc/candidates/cobalt.html>

● ゴールデンシールの根の粉末

Goldenseal Root Powder

<http://ntp.niehs.nih.gov/pubhealth/roc/candidates/goldensealroot.html>

ゴールデンシール (*Hydrastis canadensis*: ヒドラスチス) は、米国で広く使用されるハーブ製品のの一つである。IARC ではグループ 2B (ヒトに対して発がん性の可能性がある) に分類されている。

2. F344/N Nctr ラットおよび B6C3F1/Nctr マウス (飲水試験) (TR-588)におけるグリシダミド (グリシドアミド) の毒性及びがん原性試験テクニカルレポート

NTP Technical Report on the Toxicology and Carcinogenesis Studies of Glycidamide (CASRN 5694-00-8) in F344/N Nctr Rats and B6C3F1/Nctr Mice (Drinking Water Studies) (TR-588)

http://ntp.niehs.nih.gov/ntp/htdocs/lt_rpts/tr588_508.pdf

最終報告書のウェブ掲載。グリシダミドはアクリルアミドの代謝物である。飲水中のグリシダミドはラット及びマウスの雄雌ともにいくつかの異なる組織にがんを誘発した。アクリルアミドを投与したラット及びマウスでも同じ組織部位で発がんが見られたことから、アクリルアミドの発がん活性はそのグリシダミドへの代謝変換によると結論した。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. 連邦と州の機関とコメ生産者と企業が、絶滅危惧のサケ及びニジマスを守るために協力する

Collaboration with Federal and State Agencies, Rice Growers and Industry Further Protect Endangered Salmon and Steelhead Trout

11/20/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/0/FE046D2A2C205A7185257D96005A3273>

西海岸地域の魚を守りつつコメを育てるために、チオベンカルブの使用についてレビューを行った。太平洋サケとニジマスの生息域がコメの栽培地の近接地域にあるのはカリフォルニア州のみである。カリフォルニアでは 14 の郡でチオベンカルブの使用制限が実施され、それによりサケとニジマスは保護される。使用制限は 2015 年 4 月 1 日に発効される。

*NOAA の評価書

http://www.nmfs.noaa.gov/pr/consultation/opinions/biop_thiobencarb.pdf

*カリフォルニアでの使用制限 : Thiobencarb Use Limitations

<http://www2.epa.gov/endangered-species/thiobencarb-use-limitations>

● アメリカ会計検査院 (US GAO: United States Government Accountability Office)

<http://www.gao.gov/>

1. FDA と USDA は残留農薬モニタリング計画を強化しさらにモニタリングの限界を開示すべき

FDA and USDA Should Strengthen Pesticide Residue Monitoring Programs and Further Disclose Monitoring Limitations

October 2014

<http://www.gao.gov/assets/670/666407.pdf>

FDA の 2008 年から 2012 年までの最新データによると、10 の特定野菜果実の残留農薬基準違反率は低い。しかし FDA の違反モニタリング方法は、ハイリスク作物に的を絞っていて限界はある。FDA は残留農薬の検査は比較的僅かなものでしか行っていない。例えば 2012 年に FDA は輸入貨物の 1%の 1/10 以下しか検査していない。さらに FDA は年次報告書で、最も良く使用されている農薬であるグリホサートを含む EPA が基準値を設定しているいくつかの農薬を調べていないことを開示していない。FDA は特定の農作物の特定の農薬を調べることを法により求められてはいないが、そのような限界を開示することが OMB (Office of Management and Budget) 優良行動規範に合致するだろう。FDA は費用がかかりすぎると述べているが、その標的化した検査と無作為検査のトレードオフを判断できる費用の計算文書を提示しなかった。

輸入及び国産肉・家禽・卵については、米国農務省 (USDA) 食品安全検査局 (FSIS) の 2000 年から 2011 年の最新データでは違反率は低い、このデータには限界がある。特にこの期間に EPA がトレランスを設定した全ての農薬を調べたわけではない。FDA 同様、USDA も特定の農薬を調べることを法により求められてはいないが、年次報告書で限界を開示することが優良規範に合致する。

USDA の AMS (Agricultural Marketing Service's) による消費者がよく食べる作物の 1998~2012 年の最新年次調査では、残留農薬の検出率は作物により異なり、概してトレランスより遥かに低い。AMS のデータ収集は価値ある情報を提供している。AMS の農薬データ計画は多くの点で OMB の優良規範に合致するが、データが国民を代表するものであることを確保するための確率論的サンプリング原則など一部は合致しない。このことを報告書で開示すべきである。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. 12 ヶ月以上に渡る食品 19,000 検体以上の検査で 97%以上が基準を遵守

Over 97 per cent compliance rate in more than 19,000 food samples tested over a 12-month period

November 14, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=904869>

—2012-2013 残留化学物質モニタリング報告書—

動物性及び植物性食品を対象に、残留農薬・動物用医薬品や環境汚染物質を含む複数の化学ハザードについて検査した。本検査で確認された主な事実は次の通り。

- ・ これまで同様、輸入と国産のいずれも法令遵守率は一貫して高い。
- ・ 2012年4月から2013年3月まで19,000以上の食品について約12万の検査を実施し、300万以上の結果を出した。
- ・ 検体には国産及び輸入乳製品、卵、ハチミツ、肉・家禽、生鮮野菜・果実、加工製品、メープル製品を含む。

* 報告書 : National Chemical Residue Monitoring Program

2012-2013 Report

<http://www.inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/chemical-residues/nrcmp-report/eng/1415838181260/1415838265896>

本報告は、2012年4月1日～2013年3月31日にCFIAが実施した残留化学物質モニタリング（NCRMP）に関する報告書である。NCRMPのサンプリング計画は、国際的に受け入れられているコーデックス委員会の原則とガイドラインに従い作成されている。カナダの基準と照らし合わせ、違反があった場合にはその健康リスクに応じてフォローアップを行う。消費者にとってリスクとなるとヘルスカナダが判断した場合にはリコールが行われる。2012-2013 NCRMPでは、残留農薬・動物用医薬品、金属・元素、汚染物質（メラミン、かび毒、ダイオキシン・フラン・PCBs、PAH）等について検査した。

2. 食品表示近代化

関係者重要課題要約報告－2014年6月

Food Labelling Modernization

Engagement Summary Report on Key Issues – June 2014

Date modified:2014-10-28

<http://www.inspection.gc.ca/food/labelling/labelling-modernization-initiative/summary-report/eng/1414508724315/1414509010201>

カナダ政府が食品表示を近代化しようとしており、CFIAも関連分野で取り組んでいる。これは食品表示近代化のための作業の一環であり、広く関係者からの意見をまとめて課題を検討した報告書である。

食品表示近代化は、消費者に健康的で安全な食品の選択を促し、食品安全リスクを防ぎ、危険な食品から国民を保護するという政府の目的を直接的に支援するものである。

本報告書にまとめた主な課題は次の通り。

- ① 食品表示の役割や責任については一般的に理解が不足している。企業や消費者などは食品表示においてもっと役割を果たしたいと考えている。
- ② 一部の規制は実態やニーズに即していない。食品表示規制は複雑で多岐にわたる。
- ③ 「虚偽や誤解を招く」表示や宣伝を禁止する法の解釈や履行は難しい。消費者の価値

観を反映する表示はリスクに基づいていない。ガイドラインが不十分である。

- ④ 法の執行が一貫性や透明性に欠ける。ウェブでの情報提供はサイトがばらばらで統合して更新すべきである。監視員の訓練が不十分、消費者や企業向けの教育夜景発が足りない、など。

3. カナダの食品安全システムは世界でも最良に格付けされた

Canada's food safety system ranked world's best

November 20, 2014

<http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=906309>

Guelph 大学食品研究所とカナダ評議会が共同で発表した報告書によると、カナダの食品安全システムは世界でも最良である。17 の OECD 諸国と比較してカナダはアイルランドと並んで首位だった。このランキングは評価・管理・コミュニケーションの 3 つの分野に分類される 10 の指標を用いて決められた。2014 年 11 月 21 日、この結果について議論するウェブセミナーを開催する。

*2014 World Ranking: Food Safety Performance

<http://www.conferenceboard.ca/e-library/abstract.aspx?did=6562>

(報告書は無料とあるがアカウントの作成が必要)

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

Notification Circular 24-14

12 November 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular24-14.aspx>

新規申請・提案

- ・ナッツや種子ベースの飲料にビタミンやミネラルを添加すること

意見募集

- ・アルコールを含む食品のグルテンフリー表示

<http://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Pages/P1035GlutenClaimsFoodscontainingAlcohol.aspx>

現在アルコールへのグルテンフリー表示が行われているが、2016 年に栄養健康強調表示

の義務化に伴い認められなくなる。FSANZ はグルテンフリー製品の製造業者とセリアック病団体からの懸念に対応し、この提案を準備した。この提案は一部の醤油やエッセンスなど 1.15 容量%以上のアルコールを含む製品に影響する。意見は 2014 年 12 月 24 日まで募集する。

・包装から食品への化学物質の移行について

<http://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Pages/P1034ChemicalMigrationfromPackagingintoFood.aspx>

FSANZ は、包装の大きさ、どのような包装が使われているのか、包装の製造やリスク管理の内容などの情報を集めようとしている。現状の資料を掲載する。問題点として、未知の、意図せぬ溶出に対する安全性確保、国際基準との整合性などがあるが、リサイクル素材の使用については特別な問題がある。意見は 2014 年 12 月 24 日まで募集する。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言

ミラクルミネラル溶液

Miracle Mineral Solution (MMS)

14 November 2014

<http://www.tga.gov.au/alert/miracle-mineral-solution-mms>

TGA はミラクルミネラル溶液 (MMS) の安全性に関する報道を承知している。MMS は殺菌や漂白に使われる亜塩素酸ナトリウム 28%を含みヒトが摂取すると重大な健康リスクになるため、警告や「毒」の表示が必要である。MMS はどのような治療目的でも TGA により認可されていない。飲料水の処理用などに使われる製品は治療宣伝をしていないので治療用品とはみなされない。しかしメディアの報道によると、一部のヒトが病気の治療目的で使っている可能性がある。そのような使用には治療効果はなく、有害影響がある可能性がある。TGA は州や地域の保健当局と協力して MMS の販売が全ての規制に従っているかどうか調査する。

消費者向け情報

高濃度 MMS を水浄化以外の目的で使用することは、あなたの健康にとって重大なリスクとなる。さらに医薬品をインターネットで購入することの危険性についても再確認する。治療効果を宣伝するなどのような未承認製品についても医師に相談することを強く薦める。

医療専門家向け情報

上述の問題に注意し、患者へ助言するようにして欲しい。

(各種リンクあり)

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2012（2012. 07. 11）参照

【FSA】FSA は塩素溶液に警告

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2012/foodinfo201214c.pdf>

（以前に、英国 FSA、ヘルスカナダ、米国 FDA、ニュージーランド保健省から警告が出されている）

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. ペルオキシド過剰のラードが発見された

Lard found with excessive peroxide

November 10, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141110_200354.shtml

台湾の Cheng I Food Co 社のラード 1 検体から基準値を超える過酸化物が検出された。輸入業者の保管庫の製品で過酸化物価が 1 kg あたり 19 mEq（ミリ当量）で基準値 10 mEq を超過していた。

2. 漢方薬リコール

● Chinese medicine pills recalled

November 10, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141110_191113.shtml

登録番号 HKP-05209 の Cow's Head ブランド Tung Shueh Pills（通血丸）から基準値の約 1.5 倍の鉛が検出された。この製品は、血流改善、骨・筋肉強化用として使用されている。当該企業は、予防措置として関連商品についても自主的に回収を行っている。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

● Chinese medicine recalled

November 17, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141117_195443.shtml

Great Wall（長城）ブランドの Ching Fei Yi Huo Pien（清肺抑火片）に表示に記載のないパラセタモールが微量含まれるため、回収を行っている。咳や喉の痛み用として使用されている。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

3. 残留農薬検査

● レタス検体から過剰量の農薬が検出された

Excessive pesticide found in lettuce sample

November 12, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141112_161020.shtml

中国本土から輸入されたチャイニーズレタスから基準値の 1.65 倍のメソミル 0.33 ppm が検出された。普通の摂取量で健康への有害影響の原因とはならない。また、洗えば減少する。

- 野菜から基準を超える農薬が検出された

Excessive pesticide found in vegetable

November 20, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141120_185241.shtml

中国本土から輸入された baby Shanghai green から基準値の 6.6 倍のメタミドホス 0.33 ppm が検出された。8 月 1 日に食品中の残留農薬規制が発効してから、食品安全センターは 7,900 検体の残留農薬検査を行った。本日発表した baby Shanghai green を含む 25 検体が基準値を超えた。全体の違反率は 0.4%以下である。

4. 牛肉の検査不合格

- Illicit preservative found in beef

November 13, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141113_205742.shtml

生鮮牛肉 1 検体から二酸化硫黄 160 ppm が検出され、食品安全センターの検査で不合格となった。二酸化硫黄の生鮮肉への使用は認められていない。

- Beef sample fails safety check

November 19, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141119_165039.shtml

生鮮牛肉から二酸化硫黄 22 ppm が検出された。

5. 健康的な食事のために塩と砂糖の摂取量を減らそう

Reduce salt, sugar intake for healthy diet

November 11, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/11/20141111_195351.shtml

食事由来の塩と砂糖の摂取を減らすための国際助言委員会の会合が香港で行われている。委員会は、食品事業者にはレシピの変更を、消費者には栄養成分表示の確認を求めている。WHO の推奨は、塩については 1 日最大 5g、遊離の糖については 1 日 50g 以下である。

-
- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

・2014.10.31.~2014.11.6.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25571>

・2014.10.24.~2014.10.30.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25501>

2. 安全で栄養がある子どものおやつをどのように選ぶか？

食生活安全課 2014-11-05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25551&cmd=v>

食品医薬品安全処は、子どもの安全な食生活のために、11月5日から一ヶ月間国内大型スーパーマーケットとともに「安全でバランスの取れた栄養を含む子どもおやつ選び」というテーマで親を対象にキャンペーンを実施すると発表した。

このキャンペーンは、大部分の親が子どものおやつを主に大型販売店で購入することに着目し、4大販売店との協議を経て4社の全国支店で同時に開催する。キャンペーンでは大型販売店各店で元気な子ども食生活安全管理実践のための広報ポスターを掲示し、店内で子ども食生活安全管理政策及び子ども嗜好食品品質認証食品を広報する動画広告と音声広告を同時に実施する。さらに、11月10~23日には、参加者が店内で掲示されたポスターの写真をアップロードする方式のSNS広報も同時に行う予定である(<http://www.facebook.com/mfds>)。

食薬処は、このキャンペーンを通じて親や子どもが生活の中で実践することができるおやつの選択方法を次のように紹介する。

- 製品包装に食薬処が認証した子ども嗜好食品品質認証食品マーク（スマイルマーク）があるのか確認する。
- “高カフェイン含有”表示があるエネルギードリンク、コーヒーなどは成長期の子どもや青少年が過剰摂取すると動悸、不眠症、成長阻害などをもたらすことがあるため、可能な限り摂取を控える。
- 製品購入時に包装の栄養表示を計算し、熱量、脂肪、糖、ナトリウム、カフェインなどの過剰摂取による栄養不均衡を予防する。

3. 食品医薬品安全庁、東部大宇電子と業務協約を締結

統合食品安全情報網の構築推進団 2014-11-04

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25535&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品安全情報を活用したスマート冷蔵庫開発を支援するために、11月4日東部大宇電子と業務協約を締結すると発表した。

- この協約は、多くの部処と地方自治体に分散している食品安全情報を統合・共有する統

合食品安全情報網を多様な企業が活用することができるように支援し、より多くの企業が高付加価値つけることを推進するものである。

※ スマート冷蔵庫：冷蔵庫にカメラと LCD スクリーンなどを装着し、インターネットで①食生活情報問い合わせ、②リアルタイム食材注文、③節電、④保管期限管理、⑤冷蔵庫状態を確認できるなどの最新情報技術を採用した冷蔵庫。

○ 業務協約の主要内容は、▲スマート冷蔵庫開発のための食品安全情報提供、▲スマート冷蔵庫開発に必要な関係維持などである。

食薬処は、このスマート冷蔵庫開発のための東部大宇電子の業務協約以外にも、統合食品安全情報網を通じて提供される食品安全情報はすべての企業向けのものなので、業界の研究開発などに活用されることを期待すると述べた。

4. ドライフルーツに入っている亜硫酸塩、一度調べてお召し上がり下さい！

添加物基準課/添加物包装課 2014-10-31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25494&cmd=v>

食品医薬品安全処は、乾燥果実の変色防止、ワインの酸化防止などに使われる食品添加物である亜硫酸について正しい情報を提供するための「分かりやすい亜硫酸塩 Q&A」を製作、ホームページに掲載する。

この Q&A は、2014 年 3～9 月に実施した食品添加物に関するアンケート調査の結果で一般消費者 1,000 人中 513 人が一番避けたい食品添加物に漂白剤を選択したため、漂白剤で最も多く使用されている亜硫酸塩に対する消費者の理解を助けるために用意した。

※ 消費者 1,000 人を対象にした一番避けたい食品添加物に関するアンケート調査結果 (2014 年、食薬処):漂白剤 513 人(51.3%) > 発色剤 88 人(8.8%) > 着色料 85 人(8.5%) > 保存料 83 人(8.3%)

主要内容は、亜硫酸塩の使用目的、安全性、含有食品摂取時の注意事項などである。

<使用目的>

亜硫酸塩は、果実に天然的に存在する酸化酵素に作用し保管中に乾燥果実が茶色に変色することやワインの酸化を防止するために使われる。韓国では、メタ亜硫酸カリウム、無水亜硫酸、酸性亜硫酸ナトリウムなど 6 品目が指定されており、CODEX、EU、米国、日本など世界各国で現在食品添加物に指定されて広く使われている。

<安全性>

FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) では、食品から摂取した亜硫酸は体内で速やかに代謝され尿中排出されるので一日摂取許容量 (ADI) 0.7 mg/kg 体重以内であれば安全と評価している。韓国国民の平均摂取量は、果実・野菜飲料品、乾燥果実などが主要な摂取源であり、2012 年摂取量を調査した結果は ADI の 4.6%と確認された。

<摂取時の注意事項 >

喘息患者や一部の過敏症の人の場合には、亜硫酸含有食品の摂取で過敏反応が生じる可能性があるため製品の表示事項を確認すること。漂白剤または酸化防止剤で亜硫酸を使用

した加工食品の包装には表示されている。

5. 肥満治療薬類似物質の検出「その他加工品」回収措置

食品管理総括課 2014-10-30

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25487&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ソウル所在食品企業が製造した製品“온세미로”からクロロシブトラミンが検出（458 mg/kg）されたので販売中止及び回収措置すると発表した。

6. 残留農薬不適合の輸入バナナの回収・差し押さえ措置

農水産物安全課/輸入食品政策課 2014-10-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=25450&cmd=v>

食薬処は、市内流通中の輸入バナナ（9社、21件）に対して10月22～26日に収去・検査した結果、3社7件が不適と判断され回収・差し押さえ措置した。検体からは、イプロジオンが0.18～1.98 mg/kg 検出された。イプロジオンは、果実・野菜類に使用される低毒性の殺菌剤であり、9月にバナナに対する基準を5.0 mg/kg から0.02 mg/kg に強化している。

7. 「統合食品安全情報システム」の名称を募集

統合食品安全情報網構築推進団 2014-10-27

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=25442&cmd=v>

食薬処は、食品安全情報を統合し共同で活用して国民に開放する目的で構築している「統合食品安全情報システム」の名称（ブランド）とインターネットアドレス（ドメイン）を10月27日から11月5日までホームページを通じて公募する。この公募は、「統合食品安全情報システム」のブランド名とドメインを国民が認知しやすく親しみを感じるものにするためである。ブランド名とドメインそれぞれに対して、当選作（1件）と優秀賞（2件）を選定し、所定の商品券を支給する。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04150140493>

- スペインバスク州食品安全機関(ELIKA)、海洋性生物毒に関するニュースレターを公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04150410508>

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04150420508>

- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、食品用の昆虫の安全に関する報告書を発表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04150480344>

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、北海油脂股份有限公司が非食用の飼料油を混ぜてラードを製造していた疑いがある旨公表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04150580493>

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04150590493>

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、「盧佳食品有限公司」が食品添加物の関連法規に適合しない石膏粉を違法に使用して豆花を製造していた事案が摘発された旨公表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu04150690493>

ProMed-mail

ムコール菌症 USA (第 3 報) : 致死的、未熟児、プロバイオティクス、リコール、警告

Mucormycosis - USA (03): fatal, premature infant, probiotic, recall, alert

2014-11-17

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=2963427>

[1]Date: Mon 17 Nov 2014 From: Rachel Smith <ydj7@cdc.gov>

米国 CDC、FDA 及びコネチカット公衆衛生省が、妊娠 29 週で生まれた未熟児が Solgar 社が販売したプロバイオティクスサプリメント「ABC Dophilus」を使用して消化管ムコール菌症により死亡した事例を調査している。

生まれて間もなくこの乳児は壊死性腸炎 (NEC) 予防目的で Solgar 社の販売するプロバイオティクスサプリメント「ABC Dophilus」を与えられた。その後この乳児は NEC を発症し、手術により壊死した大腸を切除した。組織検査によると菌類が大量に発生して血管内に入り、それはムコール菌症と一致していた。真菌 DNA の配列決定から病原性菌類 *Rhizopus oryzae* が同定された。また *R. oryzae* は未開封の ABC Dophilus (乳児に与えられたものと同じロット) からも検出された。ABC Dophilus は小売店やオンラインで購入できる、乳酸菌を含む未熟児用プロバイオティクスである。

[2]Date: Sun 16 Nov 2014 Source: Food Poisoning Bulletin [edited]

(リコール情報なので略)

EurekaAlert

セリアック病の謎の新しい手がかり : オート麦の毒性の原因が説明された

New clue in celiac disease puzzle: Cause of oat toxicity explained

18-Nov-2014

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2014-11/waeh-nci11814.php

メルボルンの研究者らが *Journal of Autoimmunity* に発表した研究によると、セリアック病患者 73 人のうち 8% のヒトがオート麦のグルテン類似タンパク質であるアベニンに免疫反応を示す。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室